

那覇市小禄南公民館・石嶺公民館冷水機取替修繕に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 件 名 | 那覇市小禄南公民館・石嶺公民館冷水機取替修繕 |
| (2) 契 約 所 属 | 那覇市教育委員会生涯学習部中央公民館小禄南公民館グループ |
| (3) 契 約 内 容 | 別紙「冷水機仕様書」のとおり |
| (4) 履 行 場 所 | 那覇市小禄南公民館（那覇市高良 2-7-1）
那覇市石嶺公民館（那覇市首里石嶺町 2-70-9） |
| (5) 様 式 等 | 那覇市ホームページからダウンロード |
| (6) 履 行 期 間 | 契約の日から令和 8 年 3 月 30 日（月）まで |
| (7) 予 定 価 格 | 非公表 |
| (8) 最 低 制 限 価 格 | 設定しない |

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- 本市の「令和 7・8 年度建設工事等入札参加資格者名簿」で住所区分が市内あるいは市外でかつ管の業種に登録されており、類似の冷水機設置工事の施工実績を有していること。
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、当該資格等を有していること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）。

(6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

※ 公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。なお、上記 (5) に該当するものを除く。

(6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

① 暴力団 (那覇市暴力団排除条例 (平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。) の関係者又は暴力団員 (暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。) でないこと。

② 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 那覇市内に本店、支店、又は営業所を有していること。

(8) 冷水機の故障など、緊急時に迅速に対応できること。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページに掲載

4 入札参加申込

(1) 提出書類 ①別紙 1 「競争入札参加申込書」

②別紙 5 「応札物品確認明細書」

(※仕様が確認できるカタログ等の写しを添付)

(2) 提出期限 令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 5 時 必着

※当該期限までに申込書が提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

(3) 提出方法 那覇市小禄南公民館窓口まで持参または電子メールを「15 問い合わせ先」記載のメールアドレスまで送信。 ※ 郵送不可

※担当者に到達の確認を行うこと。原本は入札時に提出すること。

※申請にあたり現場確認を行いたい際は担当まで連絡すること。

5 質問・回答方法

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、以下の期限までに別紙 4 「質問票」を提出し、担当者に到達の確認を行うこと。

(1) 提出期限 令和 8 年 2 月 20 日 (金) 正午 必着

(2) 提出方法 電子メールを「15 問い合わせ先」記載のメールアドレスまで送信

(3) 回答方法 令和 8 年 2 月 24 日 (火) 正午までに那覇市ホームページに掲載

6 入札の日時・場所等

(1) 入札の日時 令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 2 時

(2) 入札の場所 那覇市小禄南公民館 小会議室 A (那覇市高良 2-7-1)

(3) 入札方法 直接投函

(4) 必要書類 ① 別紙 2 「入札書」

② 別紙 3 「委任状」※ 代理人が入札する場合のみ

(5) 記載方法 別紙2「入札書」及び別紙3「委任状」の記入例を参照

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

8 契約保証金

入札金額の100分の10以上とする。なお、那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 入札の方法

- (1) 入札書は、書面により直接投函すること。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額となる。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者を代理してなした入札
- (6) 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書の記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込書にて届出をした住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不正の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、

若しくは取りやめがある。

- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

12 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に公表する。

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が二者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札執行は3回までとする。

14 落札決定の取消し

落札決定後において、落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、落札決定を取り消す。

15 問い合わせ先

那覇市教育委員会生涯学習部 中央公民館 小禄南公民館グループ (担当) 大城・小渡

〒901-0145 那覇市高良2丁目7番1号 (小禄南公民館)

電話 : 098-917-3444 ※ただし、平日午前9時から午後5時

Eメール : E-S-KOU0016@city.naha.lg.jp